

信頼され公正で開かれた行政の実現を 情報公開制度検討懇話会から提言

情報公開へ向けて



情報公開制度検討懇話会の伊藤光利座長から提言書を受け取る岡崎市長

市民の視点に立った提言

11月10日、情報公開の制度化に向けて検討を重ねていた情報公開制度検討懇話会の伊藤光利座長(神戸大学法学部教授)から、岡崎市長に「向日市の情報公開制度について」の提言書が手渡されました。この提言は、伊藤氏を座長に5人の学識経験者などで構成された懇話会が、今年5月から、情報公開制度の課題を討議され、本市の情報公開制度のあり方としてまとめられたものです。

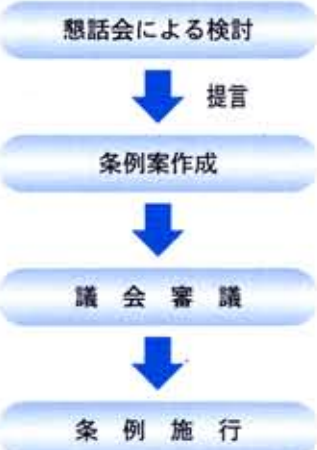
市では、この提言を受けて条例案を作成し、議会の審議を経て、情報公開の制度化を進めてまいります。

一層開かれた市政を推進

提言は、情報公開の基本的な考え方(別掲)、情報公開制度の内容、その他の提言事項の3項目にわたっています。第1の基本的な考え方では、市の機関が保有するあらゆる情報について、公開請求権の行使が認められる包括的、一般的な制度とし、市政の監視および市政への参加の充実と併せて、行政運営の公開性の向上による行政諸活動の説明責任を求めています。また、非公開情報は必要最小限にとどめ、プライバシー

シーに関する情報は、個人の尊厳にかかわるものであり、その保護について最大限の配慮をすることを提言しています。第2の情報公開の内容では、市のすべての執行機関を情報公開の実施機関とし、公文書の公開を請求できる人は、市民及び市区内の事務所に勤務する者などとしています。また、非公開情報としては、個人のプライバシーなど私的な権利利益や公共の利益を保護する観点から、市の機関が恣意的に判断することのないよう、あらかじめ類型化するよう求めています。なお、非公開の決定に対する救済措置については、第三者的な審査機関として審査会を設置し、その意見を聞くとしています。第3のその他の提言として、情報公開制度にも対応した文書管理体制の整備を行うことや、情報公開制度とは別に、個人情報保護制度を作るよう求めています。

条例がスタートするまでの流れ



向日市情報公開制度の基本的な考え方 ~提言書抜粋~

- 1 情報公開制度の骨格について 向日市の情報公開制度は、情報公開を請求する住民の権利を定め、その権利の行使に対し、市の機関に公開義務を課す情報公開請求権制度を骨格とすべきであります。
2 情報公開制度の目的について 向日市の情報公開制度は、市の行政運営の公開性の向上を図り、もって市の諸活動を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、住民による市政の監視および市政への参加の充実に役立てるものとすべきであります。
3 情報公開制度の基本原則について 向日市の情報公開制度は、公開を原則とすること、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をすることおよび住民に利用し易いものとするを基本原則とすべきであります。
4 情報公開制度の法形式について 向日市の情報公開制度の法形式は、条例とすべきであります。



財向日市埋蔵文化財センター 設立10周年記念特別展

桓武天皇の 時代を浮き彫り

12月6日まで 入館無料 文化資料館

向日市埋蔵文化財センターでは、文化資料館を会場に、設立10周年記念特別展「桓武天皇の考古学」を12月6日まで開催しています。これまでの発掘調査成果を一堂に展示し、長岡京を中心に、平城京や平安京の資料もまじえながら、出土品約200点、写真パネル約60点を使い、桓武天皇の時代を浮き彫りにしています。入館時間は午前10時から午後5時30分、入館は無料です。

▼大膳など役所名が記された土器が数多く発見された



▲二条大路の側溝から出土した祭事に使われた馬の骨。周辺には墨書人面土器、土馬などが置かれ、国家規模の祭祀に馬が供えられたことが分かる



▶2階の研修室には、平成3年度に発見された桓武天皇の離宮・東院の資料が展示されている